介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

1　基本チェックリストの取扱いについて

(1) 基本チェックリストの特徴

地域包括支援センターの職員又は委託を受けた居宅介護支援事業所のケアマネジャーが基本チェックリストを対面で実施し、市が「事業対象者」（要支援相当の者）と判定することで、認定の手続きを経ずに、簡便・迅速に総合事業のサービスを利用することが可能になる。

申請方法	基本チェックリストの実施	要介護（要支援）認定
判定方法	地域包括支援センター職員などが利用者と面接し、市が判定	市の窓口へ申請書を提出し、認定調査を受けた後、認定審査会で判定
主治医意見書	不 要	要
結果通知までの期間	基本チェックリストを実施し、市へ届け出後、すみやかに結果を通知	認定調査、認定審査会を経て、申請日から30日程度で結果を通知
更新	有効期間がなく更新不要	有効期間ごとに更新が必要
判定結果	事業対象者、非該当	要支援1～2、要介護1～5、非該当
利用できるサービス	総合事業の訪問型及び通所型、短期集中型	左記のほか、訪問看護、福祉用具貸与、住宅改修など
保険対象単位数の上限	原則5,003単位 ※例外的に10,473単位	要支援1は5,003単位 要支援2は10,473単位

要介護認定の更新時に基本チェックリストを実施するか、更新申請をするかについて、**要支援認定　更新確認票（参考資料３）を実施する**。

利用者が要介護認定の申請を希望した場合は利用者の意思を優先する。

65 歳未満の第２号被保険者の方は基本チェックリストの対象とならないため、要介護認定申請を行う。

※事業対象者のうち、退院直後等で集中的にサービス利用することで自立支援につながる方

(2) 基本チェックリストの様式

事業対象者となるか確認する場合や介護予防ケアプランを作成する場合は、従来の基本チェックリストの質問の趣旨を明確にするため、**市独自の様式として「基本チェックリストアセスメント用シート」（参考資料４）に変更する**。

平成 28 年度　第 3 回 金沢市介護保険運営協議会	資料 1
平成 29 年 2 月 24 日	

2　総合事業ヘルパーの養成研修について

(1) 目的

平成 29 年 4 月の基準緩和型訪問サービスの提供に際し、本市が配置基準としている新たなサービス提供者を育成する状況が、平成 28 年度に整っていなかったため、今年度、特別に市が実施。

(2) 実施実績（２日間 12 時間）

区分	実施日	参加者	年齢構成	就労の意向
12月コース	12月12日(月)、14日(水)	36名参加	30代1名、40代2名、50代4名、 60代19名、70代7名、80代3名	すぐに働く 5名 今後働きたい 13名
2月コース	2月4日(土)、5日(日)	28名参加	20代2名、30代1名、40代1名、 50代7名、60代8名、70代9名	すぐに働く 2名 今後働きたい 9名
3月コース	3月8日(水)、10日(金)	100名申込済 (2月20日現在)		

(3) 基準緩和型訪問サービス事業所への就労までの流れについて

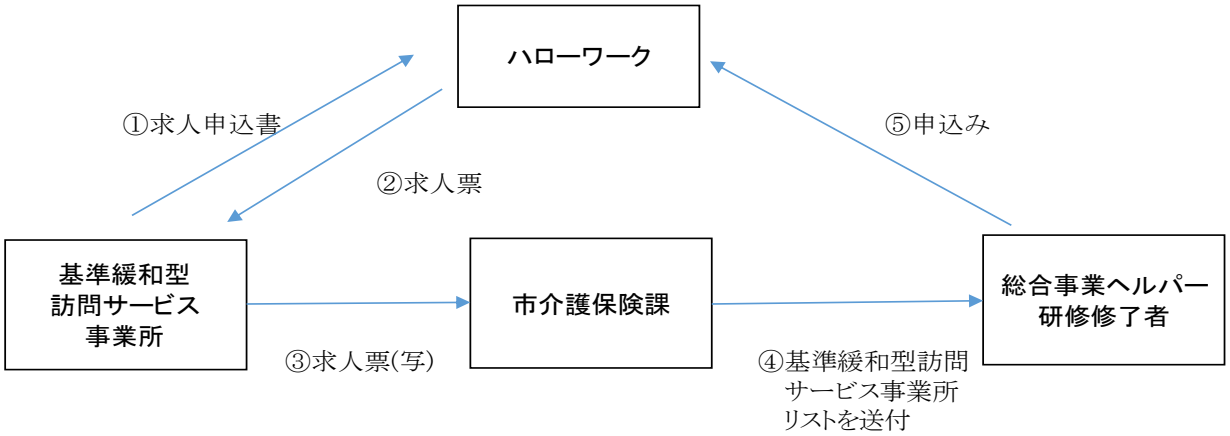

3　総合事業のフォローアップ研修について　　予算　410 千円

(1) 総合事業ヘルパーのフォローアップ

サービス提供における基礎知識や理念等の再確認及びヘルパーの技術向上を目的に開催。

(2) 総合事業包括ケアマネジメント推進事業

ケアプラン作成能力を高めてもらうことを目的にケアマネジャーを対象に開催し、幅広い社会資源を活用した質の高いケアマネジメント力の向上を目指す。

(3) 事業者研修及び普及啓発

・総合事業導入事業者を対象･･･課題の確認や情報提供のための研修

・未実施事業者を対象･･･事業拡大のための普及啓発

４　介護認定有効期間の一部延長について

国の統計及びガイドラインにより、12 か月後の更新認定の際に要介護度が変わらない者の割合が８割超であることから、総合事業の導入時に更新申請時の要介護・要支援認定において介護認定審査会が設定可能な有効期間を原則 12 か月、上限 24 か月に延長し、利用者及び市町村の負担軽減を図る（**太字部分が変更箇所**）。

申請区分等		現行（H29年3月まで）		総合事業導入後（H29年4月以降）	
		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月
区分変更申請		6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月
更新申請	前回要支援⇒今回要支援	12か月	3か月～12か月	12か月	**3か月～24か月**
	前回要支援⇒今回要介護	6か月	3か月～12か月	**12か月**	**3か月～24か月**
	前回要介護⇒今回要支援	6か月	3か月～12か月	**12か月**	**3か月～24か月**
	前回要介護⇒今回要介護	12か月	3か月～24か月	12か月	3か月～24か月

５　市民・介護保険事業所等への周知について

対象	内容
市民	**市内19の日常生活圏域で説明会を実施　12月５日～１月31日** 【参加者】　計696名（１圏域平均37名） 【主な質問内容】 ①基本チェックリスト・・・該当する要件、利用できるサービス、手続など ②事業導入による変更点・・・要介護認定を受けている方について 　このほか要支援者向け制度改正案内を送付し、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会などへ事前周知と結果報告を行った。
事業者	**11月と１月末にそれぞれ説明会を行った。** このほか、地域デイサービス部会や通所介護・通所リハビリテーション部会、介護サービス全300法人向けの集団指導などでも説明を行い、集団指導を欠席した事業者には、別途資料を送付し、電話連絡済。
地域包括支援センター	サービスの流れや事務手順等について意見交換を重ね、制度を構築。介護予防ケアマネジメントの方法、包括の事務手順マニュアルの変更点、新設の介護予防支援会議等についてそれぞれ打合せを行った。２月からは各包括単位の勉強会に職員を派遣し、事務の説明や質疑応答を実施中。
医療機関・関係機関	市医師会の理事会と会員向けにそれぞれ説明会を行い、主治医意見書の記載手順の変更、地域包括支援センターへの医療情報の提供について協力を求めた。県看護協会、県理学療法士会、市老人連合会などで説明。

６　事業者の指定について

指定申請の受付は平成 29 年２月１日から開始した。

基準緩和型サービスについて、**平成 29 年２月末までに指定申請書の提出があった事業所については、３月上旬に市（介護保険課）ホームページで公表予定**。

申請書類受付期間	指定日	指定有効期限
平成29年2月　1日(水)～2月28日(火)	平成29年4月 1日	平成35年3月31日
平成29年3月　1日(水)～3月14日(火)	平成29年4月15日	平成35年4月14日
平成29年3月15日(水)～3月31日(金)	平成29年5月 1日	平成35年4月30日
平成29年4月　3日(月)～	申請月から1か月以降	指定日から6年

７　事業者の参入について

平成 28 年 12 月、市内全ての訪問介護事業所及び通所介護事業所に対して総合事業への参入について意向調査を行った。参入予定の事業所は、平成 29 年度の総合事業サービス利用者に必要な数を満たすと想定している。

区分	事業所数(A)	回答内容		
		サービス類型	実施する	
			事業所数(B)	実施率(B/A)
訪問介護	120	介護予防型(現行相当)	88	73.3%
		基準緩和型	69	57.5%
通所介護	185	介護予防型(現行相当)	148	80.0%
		基準緩和型	96	51.9%

８　事業者の指定基準案に係るパブリックコメントの結果について

(1) パブリックコメント（意見公募）の実施時期

平成 28 年 11 月 17 日（木）～12 月 16 日（金）

(2) 提出意見並びに提出意見を考慮した結果及びその理由

提出意見		意見を考慮した結果及びその理由
1	個別サービス計画の策定は、基準緩和型サービスでは「必要に応じて」となっているが、策定は必須とすべきでないか。	個別サービス計画の取扱いは国のガイドラインに沿ったものであるが、地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づくケアプランの作成は必須であり、利用者の状態に応じた適切なサービスを受けられると考えている。
2	基準緩和型サービスの運営基準として「提供拒否の禁止」がないが、規定を設けるべきでないか。	提供拒否の禁止条項の取扱いは国のガイドラインに沿ったものであるが、基準緩和型サービスでは人員基準が緩和され、また技術的に対応できない場合も想定されるため、規定を設けないこととしたものである。一例として、掃除専門の事業所による訪問サービスがあげられる。
3	基準緩和型訪問サービスの従事者の人員について、「必要数」となっているが、それでよいのか。	基準緩和型訪問サービスの従事者の人員の取扱いは国のガイドラインに沿ったものであるが、本サービスは、入浴介助など身体介護の必要のない方、認知症の症状がみられない方などを対象としており、事業所に対し、サービスを提供するために必要な知識を有する人員の配置を求めることで、サービスの水準は確保できると考えている。
4	加算を算定する場合、個別サービス計画の作成が必要としているが、各加算の計画書や記録があれば個別サービス計画の作成まで不要でないか。	個別サービス計画を作成した上で、各加算の計画書が必要になるが、個別サービス計画に加算の計画書の内容を盛り込んだ場合は、その記載をもって計画に代えることができることとしている。
5	基準緩和型訪問サービスの訪問事業責任者について、非常勤職員でもよいのではないか。	訪問サービスは通所サービスと違い、一律のサービス提供時間が決まっていないため、営業時間中に利用者の連絡や相談に応じるには、常勤が必要と考えている。

９　短期集中型サービスについて

要介護状態等になることを予防するため、保健・医療の専門職により実施。短期間（３か月）で効果をあげ、一般介護予防事業につなげる。

サービス種別	通所型　運動器機能向上	通所型　口腔機能向上	訪問型 栄養改善
内容	介護事業所等で 筋力トレーニングを実施	通所による歯科医師・ 歯科衛生士の相談指導	栄養士による相談指導
実施場所	介護事業所、施術所等	市内歯科医院	利用者宅

サービス利用前に**「介護予防支援会議」**を実施　　**予算　1,500 千円**

短期集中型通所サービス（シニア元気プログラム運動器機能向上）を利用する方を対象に、ケアプラン作成の際に、専門職から助言を受け、介護予防の機能強化を図る。

〈 会議概要 〉

出 席 者	理学療法士または作業療法士、地域包括支援センター職員 （委託を受けている居宅介護支援事業所のケアマネジャー）
運営方法	理学療法士会または作業療法士会から、担当する地域包括支援センターを訪問（各センター毎月１回開催）。

10　一般介護予防事業について

高齢者の年齢や心身の状況によって分け隔てることのない、住民主体となる通いの場を充実させるとともに、参加者や通いの場が継続的かつ拡大していく地域づくりを支援し推進する。また、短期集中型サービス利用者の受け皿として、事業展開を図る。

分　類	事　業　名	内　容
介護予防 普及啓発 事業 **予算** **10,680 千円**	**新　フレイル予防事業**	**高齢者のフレイル（筋力低下・虚弱）予防教室を開催**
	改　脳はつらつウォーキング教室	**ウォーキングを中心とした認知症予防**
	改　すこやか筋力トレーニング教室 など	**家庭で出来る筋力トレーニング**
地域介護 予防活動 支援事業 **予算** **550 千円**	**新　介護予防運動サークル支援事業**	住民主体の自主活動グループの立ち上げを支援
	運動普及推進員養成講座 など	運動普及ボランティアの育成
介護予防 把握事業 **予算** **600 千円**	対象者把握事業	基本チェックリストで対象者を把握 （かかりつけ医や民生委員等にも協力依頼）